

2025 年（令和 7 年）2 月

令和 7 年度逗子市奨学金 奨学生募集要項

逗子市奨学金規則に基づき、経済的理由により高等学校への就学が困難な方に対し、就学を奨励するため 30 名程度奨学生を募集します。

- 1 受給資格 次の（１）～（４）全てに該当する方
 - （１）市内在住の方
 - （２）令和 7 年 3 月に中学校を卒業し、高等学校（通信制は除く）へ進学予定の方
 - （３）学業成績及び行いが良好な方
 - （４）世帯の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が、507,000 円未満（年収概ね 910 万円未満程度）であること
- 2 支給額 1 年生時（年額） 100,000 円
2 年生時（年額） 50,000 円
3 年生時（年額） 30,000 円
※毎年受給資格の確認を行います
- 3 受付期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）～2 月 28 日（金） 土日祝日を除く
- 4 提出書類（１）奨学金給付申請書
（２）同意書
（３）人物に関する意見書
（４）収入に関する証明書類
※世帯のうち収入のある方全員について、次の証明書類一覧のいずれかを添付

【収入に関する証明書類一覧】

- ・令和 6 年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書
- ・令和 6 年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書
- ・令和 6 年度 市民税・県民税課税（非課税）証明書
- ・生活保護受給証明書

※税の証明書類は市民税所得割額と県民税所得割額の記載があるもの

※証明書類は、課税の有無、徴収の方法によって異なります

- 5 提出先 逗子市教育委員会 学校教育課
(逗子市逗子 5-2-16 逗子市役所 5 階)
- 6 申請書の記載方法 (1) 申請は、保護者(申請者)が行ってください。
(2) 同居・別居を問わず、奨学金希望者本人と生計を一にする世帯員について、全員記載してください。(単身赴任中の世帯主、就学又は病気療養のため一時別居している者等を含む)
(3) 勤務先・職業・在学学校名は、令和 6 年 12 月 31 日現在の状況を記載してください。
なお、退職等の事由により申請までの間に状況に変更があった場合は、その旨、備考欄に記載してください。
(4) 収入総額欄は令和 6 年度(令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日)の課税証明により、世帯員ごとに総額を記載してください。
(5) 銀行口座は必ず申請者(保護者)名義の口座を記載してください。
(6) 同意書には、申請者(保護者)氏名を記入してください。
- 7 意見書 在籍校において記載・押印のうえ、教育委員会へ提出してください。
なお、学校から教育委員会へ直接送付いただいてもかまいません。
この場合は、2 月 28 日(金)までに必ず教育委員会へ届くように学校へ依頼してください。
- 8 その他 必要事項の記載漏れ、書類不備等の場合は受け付けられませんので、十分ご注意ください。また、決定後、不実の記載等が判明した場合は、遡って決定を取り消し、既に支給した奨学金を返納していただきますので、ご承知おきください。
- 9 審査結果 4 月 1 日以降、申請者住所へ郵送します。奨学生に決定した方には進学先の在学証明書等を提出していただきます。
奨学金は 4 月末に申請書に記載された口座に振り込まれます。
- 10 基金への推薦について 審査により、逗子市奨学金奨学生候補の中から数名を公益信託白井三千代奨学基金奨学生へ推薦します。対象となった方にはあらためてお知らせします。
【公益信託白井三千代奨学基金概要】(受託者:みずほ信託銀行株式会社)
逗子市内に居住する者で、神奈川県内の高等学校へ在学する生徒に対して修学上必要な学資金を助成し、有用な人材を育成することを目的とする。
支給額は逗子市奨学金と同額です。